

学校法人山陽学園 監査室規程

平成20年9月25日制定

第1条 学校法人山陽学園（以下、学園という。）に、学園における適正な内部監査を実施するとともに、各種監査に対する一元的な対応等を行うため、監査室を置く。

第2条 監査室は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画・立案及び執行に関すること
- (2) 監事又は会計監査人による監査に関すること
- (3) 外部監査の対応に係る調整に関すること
- (4) 公益通報に関すること
- (5) その他学園における監査に関すること

第3条 監査室に室長、室員その他必要な職員を置く。

第4条 室長は、学園の職員のうちから理事長が任命する。

2 室長は、監査室の業務を掌理する。

第5条 室員は、学園の職員をもって充てる。

2 室員は、室長の指示に従い、監査室の業務に従事する。

第6条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。